

自衛隊法における再就職等規制の概要

※監視体制について

自衛隊員のうち、一般定年等隊員（事務官等及び将官など）が委員会の監視対象です。一方、若年定年等隊員（若年定年制自衛官（将官を除く）、任期制自衛官、再任用の任期満了が一般職国家公務員の定年年齢に満たない自衛官）は防衛省に置かれる防衛人事審議会の監視対象となります。（別紙参照）

1. 他の隊員・元隊員の再就職依頼・情報提供等規制（第65条の2）

隊員が、営利企業及び非営利法人（以下「営利企業等」という。）に対し、

- ① 他の隊員又は元隊員（以下「隊員等」という。）を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させることを目的として、
 - ア) 他の隊員等に関する情報を提供すること
 - イ) 再就職させようとする地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 他の隊員等を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼すること

を禁止

規制の例外

- ① 防衛大臣が指定する隊員が若年定年等隊員に対する就職の援助を行う場合
- ② 独立行政法人、特殊法人等に現役出向させる場合

2. 在職中の求職活動規制（第65条の3）

隊員が利害関係企業等に対し、

- ① 当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、
 - ア) 自己に関する情報を提供すること
 - イ) 再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること
- ② 再就職することを要求又は約束すること

を禁止

利害関係企業等の定義（自衛隊法施行令第87条の5）

隊員が職務として携わる事務の相手方のうち、①～⑥のいずれかに該当する営利企業等をいう。

- ① 許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- ② 補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている営利企業等
- ③ 不利益処分をする場合の名あて人となるべき営利企業等
- ④ 法令の規定に基づく行政指導を現に受けている営利企業等
- ⑤ 防衛省と一定の契約を締結し、又は契約の申込みをしようとしている営利企業等
- ⑥ 犯罪の捜査を受ける者である営利企業等

規制の例外

- ① 独立行政法人、特殊法人等に現役出向する隊員が当該法人に対して行う場合
- ② 防衛省本省係長級以下の隊員の場合（自衛隊員倫理法第2条第2項各号に掲げる本省部員級以上の隊員以外の隊員）が行う場合
- ③ 一般定年等隊員が官民人材交流センターから紹介されたものである場合
- ④ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合（当該許認可等事務について当該隊員の裁量の余地が少ない等）として、一般定年等隊員については委員会（再就職等監察官）の承認を得た場合（若年定年等隊員については防衛人事審議会の承認を得た場合）

【求職活動の承認基準の概要（自衛隊法施行令第87条の8）】

次のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合

- i. 隊員の職務である事務が、利害関係企業等との間で、関係法令の規定及びその運用状況に照らし裁量の余地が少ない場合
- ii. 高度の専門的な知識経験を有する隊員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合
- iii. 親族からの要請に応じて家業を継ぐ場合
- iv. 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

3. 再就職者による元の職場への働きかけ規制（第65条の4）

隊員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、

- ① 離職前5年間^(※1)に在職していた局等組織に属する隊員^(※2)に対し、
- ② 当該営利企業等が関係する契約・処分に関する事務であって離職前5年間の職務に属するもの^(※3)に関し、
- ③ 離職後2年間^(※4)、

職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止

役職段階等による付加規制

- (※1) 離職前5年間より前に本省課長級以上の職に就いていた期間がある場合は、その期間も含めて規制
- (※2) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関に属する隊員等への働きかけが規制対象
- (※3) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関の所掌する契約・処分に関する事務への働きかけが規制対象
- (※4) 在職中に自らが決定した契約・処分に対しては、期間の定めなく禁止

規制の例外

- ① 防衛省から委託を受けて行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、国の事務と密接な関係を有する業務を行うために必要な場合
- ② 法令や国等との契約に基づく権利の行使・義務の履行の場合
- ③ 法令に基づく申請又は届出を行う場合
- ④ 一般競争入札等による契約締結に必要な場合
- ⑤ 公開情報の提供を求める場合
- ⑥ 電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、離職の際に一般定年等隊員であった再就職者は委員会（再就職等監察官）（離職の際に若年定年等隊員であった再就職者は防衛大臣）の承認を得た場合